

国民投票運動としてのテレビCM放送はどうあるべきか？ 〔国民投票のルール改善を考え求める会〕の提案

案を作るにあたっての確認点と考え方

- 現行の国民投票法では「投票日 14 日前からテレビCMは禁止」とのみ規定されている。
- 上記規定では、禁止期間以外でならいくらでもCM放送が可能であり、例えば国民投票運動期間が 60 日なら、46 日間はCMを流すことができる。
- 現行法では、放送されるCMの本数や価格（放送費）には一切規定がない。
- ということは、広告予算さえ潤沢にあれば、予算のある方は視聴率の高い時間帯に大量のCM枠を購入することが可能である。一方、予算が無ければ、高視聴率帯にCMを放送することは出来ず、意見表明における機会均等が著しく崩れることになる。
- 他にも、最初から予算を確保出来ていれば、国会発議の数週間以上前から高視聴率帯を軸としたCM枠の購入や、視聴者年齢別ターゲットのCM枠購入、深夜帯のバルク（一括）購入など、有利なCM枠の購入が可能である。
- このように、予算がある側が一方的に高視聴率帯のCM枠を独占したり、またはCM放送枠全体を独占したりすれば、公平を期すべき国民投票運動において大きな情報格差が生じ、国民投票の結果に大きな影響を与えかねない。
- 本案は、上記のような資金保有力によって国民投票の結果に大きな影響が出ることを防ぐべく、国民投票運動としてのテレビCMを両陣営が同じ条件で流すルールにして、この件での格差をなくすことを考慮するものである。
- 条件を同じにするということは、同一条件以外のCM放送はしないということになる。つまり、規定された国民投票CM放送以外の放送時間帯では、CMは放送されないこととする。ここでは他のCMと区別するため、この放送を「国

民投票運動としてのテレビCM」と呼ぶ。

- 「国民投票運動としてのテレビCM」で放送される内容に関しては、あらかじめ両派（改憲派、護憲派）を代表する「指定団体」が自由に決めて制作する。その尺や録画形式などに関しては、事前に指定団体がテレビ局側と交渉して確定する。これは、放送局との交渉窓口を一本化し、労力を軽減するためである。
 - 「国民投票運動としてのテレビCM」にかかる費用は無償とし、放送権料は国から直接放送局に支払われる。つまり、予め国会発議時に「国民投票運動としてのテレビCM」にかかる予算を決定する。
 - 予算決定と共に、1回で放送される分数（1～5分など）も決定する。
目標GRP（gross rating point、延べ聴取・視聴率）を設定すれば、各局はそれを目標に放送回数を設定出来る。GRPが高ければ放送回数が減り、低ければ回数が増加するが、放送機会は両派に平等でなければならない。
- （例）総額を50億円とした場合、民放キー局（日テレ、TBS、フジ、テレ朝、テレ東）の5社に均等または視聴率により傾斜配分する。各社はその予算を使い、7時～23時の間で両派に均等な放送時間を確保し、放送する。各局は、放送予定表を「指定団体」に提出し、放送時間等の偏りが無いか、目標GRPをクリアしているかなどを調整する義務を負う。
- CMの内容は各派指定団体による自由とし、その制作に要する予算は公費ではなく指定団体が自分たちで賄う。制作費に上限は設けない。
 - NHKに対しても、同回数・同分数のCM放送枠確保を要請する。ただし、総回数は民放各局と合わせなくともよい。
 - 放送回数または視聴率等で公平性が確保されるし、言論の自由も侵害されない（CM禁止は言論・表現の自由を侵すという意見もある）。

以上の考えにしたがって、本会としてA・Bの2つの案を以下に提示する。
今後、議連が民放連、NHKと意見交換を重ねる際の参考にしていただきたい。

国民投票運動としてのテレビCM放送 A案

(同一放送時間・同一放送分数 放送案)

○国民投票運動期間中、同じ日の同じ時間に、両団体が同じ分数の放送を行う。

(例) 月曜日の 17 時 55 分から賛否両派が 2 分間ずつ、合計 4 分間の CM 放送を行う。投票運動期間中、同様の放送時間を設ける。

利点：同じ時間帯に同分数で放送されるので、公平性が担保されていることが国民に明快に伝わる。

欠点：投票運動期間中、4 分間以上連続しての放送時間帯を確保するのは、放送局にとってかなり負担になり、強い反対が出る可能性がある。

国民投票運動としてのテレビCM放送 B案

(視聴率調整による、同一放送分数 放送案)

○国民投票運動期間中、異なる放送日で同じ回数・同じ分数の CM 放送を行い、最終的に視聴率が同程度になるように調整する。(英国方式)

(例) 日テレで改憲派の CM を月曜に放送、護憲派の CM は火曜に放送。予め総放送回数を同じにし、最終的に視聴率が同じになるように調整する。回数を同じにすれば、A は高視聴率帯で 1 回の放送、B は同じ視聴率を稼ぐために深夜帯で 10 回放送という操作を防ぐことができる

利点：連続 2 分程度の CM 枠確保なら、放送局にとって負担が軽い

欠点：視聴率による最終調整は、視聴者には分かりにくい。人によっては、一方の CM しか見られない事態も生じる。また、指定団体と放送回数・曜日や時間を巡って交渉が難航する可能性がある。

※英国は CM 放送を各派 5 分間としていたため、両派を同じ日に連続して放送すると 10 分間の放送枠が必要になるため、B 方式を採用したと推測される。